

二つの国際的統一手法

— ジェネーブ統一手法と UNCITRAL 国際手法草案の比較考察

川村正幸

一 本論文の対象と目的

(1) 現代においては、さまざまな法分野に関して、国際的統一法が成立している。⁽¹⁾それは比較法の重要な成果の一つである。国際的統一法は、商取引上も社会生活上もきわめて緊密に結び付いている今日の世界において、各国の法の相違に基づいて生じる多様な困難を、国際私法の適用およびそれに基づく各国実定法の困難な適用という形によってではなく、より有効な形で克服しようとするものである。それは、とくに国際的取引に関して生ずる法的危険を排除し、取引関係者に一定の予測可能性を与え、高度の法的安定性をもたらし、その効力範囲内

では、難問を伴う国際私法の適用を不必要なものとする。⁽²⁾このような国際的法統一は、かつて主張されたような、全私法秩序は一致しなければならぬという抽象的な觀念(世界法の觀念)に基づくのではなくて、それは、統一的な法規制の需要という経済的、政治的利益関係に基礎付けられている。⁽³⁾国際的統一法は、その法統一の対象となつている法分野、統一の程度、統一法の空間的妥当領域、統一法の適用関係領域、法統一の形態・様式といった諸側面から見ると、きわめて多様である。しかし、国際的統一法は、その国際的な法の統一という目的において共通している。

(2) 取引に関する法領域では、法統一の必要性が強く、

とくに、海事、商事に関しては、さまざまな形式での法統一の努力が払われてきた。本論文で一方の国際的統一手形法としてとり上げる、我国の現行手形法であるジュネーヴ統一手形法(ジュネーヴ手形法)は、世界的法統一運動の一つの輝かしい成果である。それは、一九三〇年・三一年にジュネーヴで開催された国際会議で成立した、為替手形・約束手形・小切手に関して統一法を制定する条約の第一条で、「締約国ハ本条約附属書タル統一法ヲ原文ノ一ニ依リ又ハ自国語ニ依リ各自ノ領域ニ施行スルコトヲ約ス」と規定されたのにながって、締約各国で国内立法化された。そして、現在、世界の手形法はジュネーヴ手形法系と英米手形法系の二つに大別される。

このような現状を踏まえて、現在、国際連合の国際商取引法委員会(United Nations Commission on International Trade Law 略して UNCITRAL)が起草を進めているのが、国際的支払取引のために用いる国際為替手形・国際約束手形・国際小切手に関する新しい統一手形法・小切手法草案である。⁽⁴⁾これが、本論文でもう一つの国際的統一手形法としてとり上げる UNCITRAL 国際手形法草案(UNCITRAL 草案)⁽⁵⁾である。

(3) 本論文においては、この二つの国際的統一手形法を国際的統一法に関する一般理論の上に据え直したうえで、双方の比較・検討を行ない、更に、国際的統一法としての解釈の問題にも簡単に検討を加えようと思う。しかし、紙数の制約のために、UNCITRAL 草案の詳しい内容的検討は、後日に譲らざるをえなかった。

(1) 統一法に関する近時の包括的な研究書としては、René David, *The International Unification of Private Law, International Encyclopedia of Comparative Law* · vol. II chap. 5, 1975; Jan Kroppholler, *Internationales Einheitsrecht*, 1975; Coing, Schmitthoff, Hellner, Gleichmann, *Methoden der Rechtsvereinheitlichung*, 1974 があげられるが、本稿では専ら後の二書を利用した。我国の主要文献としては、古くは、田中耕太郎『世界法の理論』第一―三巻、一九三三―三四年があるが、近時のものとしては、谷川久『企業の国際的活動と法』『現代法』9 現代法と企業』一九六六年、二九九頁以下、高桑昭『国際商取引法統一の努力』ジュリ六八一号―一七頁以下があげられる。

(2) K・ツヴァイゲルト/H・ケッツ著・大木雅夫訳『比較法概論 原論上』一九七四年、三六頁。

(3) Kroppholler, a. a. O. S. 22ff.

(4) 196 UNCITRAL 草案の検討・解釈に関する我国の

文献としては、国際手形法研究会「国際為替手形および国際約束手形に関する条約草案の検討」(金法九〇六号以下、前田庸「UNCITRAL」の国際流通証券作業部会における審議の報告および条約草案とわが国内手形法との若干の比較—その一、二、三—)学習院大学法学部研究年報14・15・16、同「手形法—国際化の課題と展望」ジュリセ七一号一二三頁以下、高桑「国際商取引法委員会の新統一手形法条約草案」(金法八五二号四頁以下および、田辺光政「国際為替手形・国際約束手形に関する条約草案の主要内容(下)」手研三二一・三二二号)があげられる。更に、立法の経緯、過程を紹介する、菊地雄介「国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)による国際流通証券法立法作業の経緯」比較法雑誌一五巻一号一三三頁以下がある。本稿もこれらの諸論文に負う所が大きい。

(5) この国際手形法草案は、最終的には、外交会議を招集して、条約として成立をはかれることになるが、このような法統一の手續に対しては疑問が提起されている。詳しくは、Schmitthoff, *Methoden*……, S. 24ff; 高桑・シヤリ六八一号一二二頁参照。

二 二つの統一法

(1) UNCITRAL 草案は、単に、締約各国に根本規範の内容が同一の法の導入を求めるだけのものではなく、

締約各国に同一文言の法の導入を求めるものであって、それは、強度の統一法であり、この点ではジュネーヴ手形法と共通する。両者の大きな相違点は、ジュネーヴ手形法が国際的關係に用いられる手形と国内的關係に用いられる手形とを全く区別することなく、その規制の対象とし、各国の国内手形法の統一をも目ざした全面的な統一法であるのに対して、UNCITRAL 草案は、専ら国際的關係に用いられる新しい手形類型である国際為替手形・国際約束手形・国際小切手の創出と規制を目的として部分的な統一法である点に認められる。UNCITRAL 草案がこのような方針を採用した理由は、手形法の二大法系の対立解消が困難なので、国内手形法の統一は難しいと考えられたこと、および、国際的取引実務においては、実際上一定程度の一致が認められ、そして、それに基づいた国際的取引の領域での手形法の統一が要請されていることであつた。

(2) ジュネーヴ手形法のような全面的な統一法は、締約各国の国内法の相違に直面せざるをえず、このような法統一は一般に成立困難である。それ故に、ジュネーヴ手形法は、一方では、法統一の達成のために手形法上の

根本的諸問題の多くを統一手法の領域外に放置せざるをえず、他方では、多くの留保事項を認めざるをえなかった。留保規定の採用は、このような各国固有法の相違を前にしては、法統一のための有力な手段ではあるが、反面、広汎な留保事項の認容は、統一法の価値を奪う(8)。UNCITRAL 草案は、留保事項を全く排除すると思われ(出訴制限期間の停止および中断に関してはどのよう規定されるかは不明であるが)。部分的統一法の利点としては、法統一の容易性と留保事項の排除の可能性をまずもってあげることができる。

また、ジュネーヴ手法は、締約各国の国内関係にも適用されるものであるために、不可避的に、各国国内法および各国固有の法観念・伝統的法的思考方法の侵入を受けることになり、その國際的統一性が容易に見忘れられてしまう恐れがある。この見忘れの恐れは、統一法の規制領域を國際的關係に限定しても、それが国内法化される以上は程度の差こそあれ同様である。そもそもそれは本来統一法全般に共通する根本的難点なのだが、とくに全面的な統一法にあっては、右の危険性は大きい。

部分的な統一法の利点としては、更に、国内法關係と

多くの点で相違する國際的關係に適切に対応できること、および、限定された意味においては、全面的な統一法に比してより一層法の牴触を排除し、國際私法の適用、外國法の適用を排除できる(後述)ということをつけ加えうる(9)。

(3) ジュネーヴ手法と同様に UNCITRAL 草案も、多数國間條約の締結によって法として成立せしめられる統一法に関する條約の多くは、その内容上、それを補足する国内立法を要さずして国内的な効力の発生が認められ、各締約国の市民、裁判所を拘束する self-executing な條約である。したがって、国内法を制定しなくても、国内的にその條約は効力をもちうるが(9)、そこでは、更に、各國の憲法体制が問題となり、條約が国内的に妥当するために、国内立法化が要求される国もある。ジュネーヴ手法條約は、統一條約と切り離された附屬書である統一手法を国内立法化することを、締約各國に義務付けている。そこで、締約各國は、自国の法制上不要であっても、特別法の制定を義務付けられた。このような形で国内法との一体化は、この統一法の國際的統一性の見忘れに導く恐れがあった(10)。

(4) 国際私法の統一は、法の統一にとり、実体法上の統一を補充する次善の策である。⁽¹¹⁾それは牴触法の統一によって、法廷地のいかんにかかわらず、準拠法の同一的な指定が達成されることを目指す。しかし、実体法上の統一法は、その適用領域に関して限界を有するために、統一法締約諸国の間においてすら、その法領域での牴触法の必要性を排除するものではない。ジュネーヴ手形法条約と共に、手形に関する統一牴触条約が締結されたが、その機能的意義は、第一に、ジュネーヴ手形法条約に加入しなかった英米手形法系諸国との間の法の牴触を解決することに、第二に、締約諸国間においても、留保事項の存在に基づき発生する法の牴触を解決することに、第三に、統一法が明白に各国国内法に委ねている事柄、たとえば手形能力、代理の方式などに関して生ずる法の牴触を解決することに認められる。それに対して、UNCITRAL 草案のように国際的關係のみに関する法統一をはかる統一法にあっては、その規定上で適用領域が明示されており(同草案第一条、第三条)、この限りで牴触法の適用を排除する(後述⁽¹²⁾)。

(5) UNCITRAL 草案第一条(2)は、「国際手形」なる

旨の表示がなされ、更に、振出地、振出人の署名に付記された地、支払人の名称に付記された地、受取人の名称に付記された地、支払地の少なくとも二つが異なる国にある場合に、その手形を国際手形と認め、そして、第三条は、右の記載された種々の地が、締約国内にあると否にかかわらず本条約の適用があるとする。更に、右の記載が不実であると証明されるときにも本条約は適用される⁽¹³⁾とされている(第一条(4))。この第一条(4)は、第一条(2)の要件をみたす表示がある場合には、たとえ、記載に反して実質的には国内手形である場合にも、本条約の適用を認め、このような記載の不実を知る所持人に対してもそれを対抗できない⁽¹⁴⁾とすることにより、発生しうる困難な問題を排除する。また、第三条によれば、法廷地が締約国である限りは、⁽¹³⁾牴触法の適用は排除される。しかし、法廷地が非締約国の場合には、その国の牴触法が準拠法として締約国の法即ち本条約を指定する場合にはのみ適用されうるに止まることになる。⁽¹⁴⁾

ところで、右の諸規定は、明白に、この条約の規制に服する手形を利用するか否かを当事者の選択に委ねており、この記載ある手形の附従的関与者は、黙示的に本条

約の適用に同意を表明する関係にある。⁽¹⁵⁾ この当事者の選
択は、法廷地が締約国である限りは、効力を保証されて
いるわけだが、法廷地が非締約国である場合には、当事
者の本条約に基づく手形の利用の選択に対して、どのよ
うな効力を認めるべきであろうか。これは、国際私法上
の当事者自治の原則にかかわる問題である。債権契約の
領域上でこの原則の効力を認めるかどうかは各国の立法
にかかっているが（我国の法例第七条はそれを認める）、
今日、諸国の立法、判例上広く認められている。この当
事者自治の原則をどの範囲で認めるかに関しては争いが
あるが、強行法規の特別連結理論の問題は別として、法
廷地の公序良俗に反しない限り、当事者は自由な意思に
基づき、いかなる法をも準拠法として指定できると解す
る見解が有力である。とくに、UNCITRAL 草案は、国
際的機関により国際的取引の需要に対応して案出された
ものであることを考えれば、当事者がこの条約を準拠法
として自由に選択することは、一般的に有効であると解
すべきである。⁽¹⁶⁾ したがって、当事者がこの条約に基づ
く手形を利用する場合には、非締約国の裁判所も、当事者
の本条約を準拠法として指定する旨の意思の表示をその

手形中に認めて、本条約を適用すべきである。

(6) ジュネーヴ手形法にあっては、実体法上の世界的
統一の達成をあきらめ、次善の策として、非締約諸国を
も含めた抵觸規定の統一をはかろうとして、前述のよう
に、統一抵觸条約が統一手形法とは別個に成立せしめら
れたが、それは、この抵觸規定を手形法と切り離して考
えることに導き、ジュネーヴ手形法条約の締約諸国間
においても、相互の手形法を外国法と見ることに向かわせ
、その統一性を害する危険性を生み出した。⁽¹⁷⁾ それは、締約
諸国間において、同一の統一法規定に関する解釈が相違
する場合に現われている。

ドイツ BGH の一九六二年一〇月二九日判決は、フ
ランス人の為替手形受取人が、フランスで署名をしたド
イツ人の手形保証人に対して、手形上に被保証人名の記
載されていない手形により請求した事例に関する OLG
判決を認容した。この OLG 判決は、ドイツ手形法第九
二条一項、九三条二項（ジュネーヴ抵觸条約第三条一
項・四條二項）により、フランス法を準拠法であるとし、
ドイツの学説・判例に反して、フランス判例にしたがっ
て、フランス商法第一三〇条六項（ドイツ手形法・日本

手形法第三一条四項)により、被保証人の表示なき場合には手形保証は振出人のためになされたものと看做され、反証により振出人以外の者(引受人)のためになされたことを主張するのは許されないとし、適法な拒絶証書の作成がない以上は請求できないと判示した。

他方、フランス Cour de Cassation の一九六三年三月四日の判決(Hocle 判決)は、ドイツに住む為替手形振出人が、フランスに住みドイツで署名した手形保証人に対して、被保証人名の記載なき手形により請求した事例に關して、ドイツ法を準拠法としたうえで、ドイツ手形法第三一条四項の推定をドイツの判例・學説に反して、反証できないものと解し、被保証人は引受人であるとしたり振出人の手形保証人に対する請求を斥けた Cour d'Appel の判決を認容した。

手形法第三一条四項の「表示ナキトキハ振出人ノ為ニ之ヲ為シタルモノト看做ス」の規定の意味に關しては、ドイツの判例・學説は、本規定により振出人のためになされたものと信頼して取得する第三者に対する關係は別として、直接当事者間では、反証により覆しうるものと解しているが、フランスの判例・學説は、これを反証に

より覆しえないものと解している。

右の二つの判決に対しては、ここで問題になっているのが統一法であることを理由に、統一手形法第三一条四項のように、フランスとドイツで全く条文が同一である場合には、法の衝突を考へるべきではなく、そこには唯一的な法のみが存在し、単に判決の不一致が存在するだけであると考へるべきだから、この問題をフランス手形法とドイツ手形法との準拠法の決定の問題に還元すべきではないとして、牴觸法の適用を全面的に排除する見解が有力に主張されている。この説は、そのように解することが法統一の理念に適い、かつ、そこではそれを前提として、当該の規定のあるべき解釈が追求されるべきであると⁽²⁰⁾する。この見解に対しては、このような解釈の不一致は本来あってはならないのだが、法の解釈の不一致の存在を前にしては、それは非現実的であるとして、二つの國の手形法の間には原則的に法の牴觸を見るべきだが、法の解釈の不一致の認められない場合には、訴訟經濟のために、牴觸法を無視することができるとする見解もある。⁽²¹⁾ 實質的な法統一をも目指さねばならないという統一法の理念の達成のためには(後述四)、前説を支

持すべきである。

右のような問題は、ジュネーブ手形法のような全面的な統一法のみを生じるのではなく、UNCITRAL 草案のように国際的關係のみを規制する統一法にあっては生じうる。UNCITRAL 草案がどのような形で締約各国の国内において効力を有するに至るにせよ、それが当該の国内の法秩序の一部を形成するものとなる以上は、そこにおいて、締約各国が相互に「外国法」を見出すことに容易に導かれ、抵触法の適用による準拠法の決定という形で、法の統一が害される危険は大きいのである。

(7) UNCITRAL 草案の導入は、その適用が任意的であるために、国際取引の領域においても、ジュネーブ手形法圏では、二種類の手形の存在および二つの手形法の妥当を生み出す。他方、UNCITRAL 草案の第一条(4)によれば、記載が不実であっても本条約は適用されるから、外形上本条約の適用ある「国際手形」の要件を満たしているが、その記載に反して専ら国内でのみ利用されるものにも、本条約は適用されうる。したがって、国内取引の領域においても、二種類の手形の存在および二つの手形法の妥当が生み出されうる。このように、この条約へ

の加入はいささか複雑な關係を生ずるであろうことは否定できない。けれども、当該手形の外国取引上での利用は、一般的には振出の時点で分かっている事柄であり、また、UNCITRAL 草案は、国際取引実務との一致を目指すものであることから、将来的には、国際取引の領域では、UNCITRAL 草案の優位性が確立されるに至るであろう。しかし、それは反面において、国内的領域におけるジュネーブ手形法自体の国際的統一性の見忘れに容易に導く恐れがある。右のような将来的状況においても、ジュネーブ手形法の内含する統一性の理念は、⁽²²⁾それ自体の目的として維持されねばならない。

(9) Erich Schinnerer, „Regeln für ein besonderes Wortpapier für den internationalen Handel,“ in *Festschrift für Walther Kastner*, 1972, S. 387f.; Michael Joachim Bonell, „Verso la creazione di un titolo cambiario internazionale,“ in *Rev. del dir. com.*, 1973, I, pag. 148.

(7) Kropholler, a. a. O. S. 94ff.

(8) Kropholler, a. a. O. S. 167ff.

(9) ここでは国際法上の一元論、二元論の問題が出てくる

(参照) 田畑茂二郎『国際法Ⅰ』一九五七年、一二三頁。

(10) Vgl. Ernst von Caemmerer, *Internationale Rechts-*

prechung zum Genfer einheitlichen Wechsel- und Scheckrecht, 2. Folge, 1967, S. XIV.

- (11) 国際的統一法と国際私法の統一の關係に關しては、von Caemmerer, „Rechtsvereinheitlichung und internationales Privatrecht,“ in *Festschrift für Walter Hallstein*, 1966, S. 63ff.; 谷川・前掲 三二四頁以下、高桑「国際私法と統一私法」『国際私法の争点』一九八〇年一五頁以下。
- (12) このような法にあつても、抵触法の統一は必要である。なぜなら、法廷地が非締約国の場合には、その国の抵触法の適用があるからであり、また、この統一法によつて、締約国間においても、すべての手形法上の問題が解決されるとは言えないからである(後述三)。更に、この法に關しても後述(6)および(4)の二つの問題が解決されねばならぬ。
- (13) この法廷地の問題に關しては、涉外事件の裁判管轄権の問題があるが、参照、渡辺惺之「財産關係事件の裁判管轄権」『国際私法の争点』一四九頁以下。
- (14) このような規定がなければ、法廷地の裁判所は、手形上の記載地のいくつかが非締約國の地である場合には、當事者の本条約の指定に効力を付与するべきである。場合もあるであろう。Jurgen Dohm, “Draft Uniform Law on International Bills of Exchange And International Promissory Notes,” 21 *Am. J. Comp. L.* 478 (1973).
- このような抵触法的規定の仕方はさまざまでありうる。参照一九六四年の有体動産の國際的売買に關するローズ条約第二条。
- (15) Dohm, *ibid.* 478.
- (16) 同註 Dohm, *ibid.* 478—479.
- シエネーウ抵触条約に關しても、この条約の規定が、當事者自治の原則に基づく準拠法の指定を排除するの否かの問題が生ずる。我國では、この規定により本来的な法例第七条の規定の適用は排除されたと解するようだが(田中耕太郎『手形法小切手法概論』一九三七年、六一五頁、六一一頁) Ernst Jacobi, *Wechsel- und Scheckrecht*, 1956, S. 989—990 は、この条約法がこの當事者自治の原則を排除して、なら以上は、國際私法上の原則にしたがつて、當事者自治の原則の妥協を認め、當事者による準拠法の指定を認容すべきであるとする。
- (17) von Caemmerer, *Festschrift für Hallstein*, S. 87.
- (18) *NJW*, 1963, 252.
- (19) *J. C. P.*, 1963 II, 13376.
- (20) Pierre Lescot, *J. C. P.*, 1963 II, 13376; Gaston Lagarde, “Portée internationale d’une interprétation nationale de la loi uniforme sur la lettre de change et billet à ordre,” in *Mélanges Roger Secrétan*, 1964, p. 156 et suiv.; von Caemmerer, *Festschrift für Hallstein*, S. 88ff.

(21) Kropholler, a. O. S. 204ff.

(22) ジュネーヴ手法の國際的關係および国内的關係にわたる手法の實質的統一という理念・目的は、UNCITRAL 草案の成立によっていささかも消滅するものではない。また、国内手法が世界的にわずかに二分されているだけに止まるといふ事柄の意義も無視できない。

III UNCITRAL 草案の特色

(1) UNCITRAL 草案は、今日の國際取引実務上では、対立する二大手法系の相違を超越して、一定程度に共通的な取引慣行を見出すことができ、また、國際的支払手段に関する法統一の表現を可能にする前提条件として、商取引実務慣行を確定できるといふ状況を基礎として、成立するに至っている。⁽²³⁾ 二大手法系を基礎として、その上に共通の規範として成立すべきものとしての UNCITRAL 草案は、統一法一般が不可避免的に有さざるをえない性格である、革新性の乏しさ、妥協性といった性格を有している。二大手法相互間の妥協の産物であるという UNCITRAL 草案の性格および、二つの法からの離反を最少限度に止めようとする性格に関しては、つとに指摘されている。⁽²⁴⁾

(2) 更に、統一法一般の有する統一性の目的のために、

統一手法は各国固有法（とくに民法）との衝突を避けねばならず、必然的に、手形法律關係にかかわるすべての問題を規制対象とはせず、専ら手形關係のみにかかわる問題だけに規制対象を限定せざるをえない。ジュネーヴ手法は、手形能力、代理署名の方式、手形債務の成立、手形意思表示の瑕疵・欠缺、手形上の権利の譲渡の通常の方式、時効の中断などにつき、手形法上規定のない限りは、各国の民法に委ねていると一応解される。けれども、手形法外の各国民法に委ねられた領域の限界は流動的である。⁽²⁵⁾ そのことは、交付欠缺の抗弁（手形理論）、手形意思表示の瑕疵・欠缺、被偽造者の責任などの問題を考えれば、明らかである。

UNCITRAL 草案も、右と同一の性格を有することは明らかであり、手形能力、意思表示の瑕疵・欠缺などについて、同様に各国民法に委ねていると考えられる。けれども、UNCITRAL 草案は、署名に基づく責任、当事者となることを知らずになした署名に基づく責任、偽造、無権代理などに関して、発生しうる具体的問題の解決を示している。また、前述のようにジュネーヴ手法が、

各国の固有法・法的伝統の対立の前に、多くの留保事項を認めているのに対して、UNCITRAL 草案は、留保事項を排除している。このような差は、ジュネーヴ手形法が各国の相互に対立する固有法・法的伝統の調和をはからねばならなかったのに対して、UNCITRAL 草案は、同様の事情があるにもかかわらず、その規制対象を国際的取引関係のみに限定し、そこでは一定程度の共通の取引慣行の確定が可能であることに基づくと考えられる。

(3) 一旦成立した統一法には、実質的にその統一性を維持していくという課題が生ずる。UNCITRAL 草案は、そのために、第四条で、「この条約の解釈および適用にあたっては、その国際的性質および統一を促進する必要性に考慮が払われなければならない」と規定し、更に、第五条で、いくつかの基本的用語について定義をなしている(第四条に関しては四参照)。

(4) 右(1)で述べたように、UNCITRAL 草案はジュネーヴ手形法と英米手形法の妥協たる性格を有する。ジュネーヴ手形法と英米手形法の重要な相違点としては、英米手形法の形式的厳格性の比較的弱いこと(手形方式の簡略性、手形内容の自由性、持参人払式手形を認めるこ

となど)、拒絶証書の作成の必要性に関する相違、抗弁の制限に関する規制と善意取得に関する規制を、英米手形法は同一の原則に服せしめていること、裏書偽造の危険を英米手形法は手形取得者および支払った債務者に負担させるのに対して、ジュネーヴ手形法では、これらの者は善意であれば保護されることなどをあげることができよう。UNCITRAL 草案において、たとえば、利息文句の記載を広く認めること、分割払手形を認容すること、振出人の支払担保責任の排除を認めること、「保護される所持人」(protected holder)の概念の採用と、善意取得、抗弁制限の同一的規制などは、明らかに英米手形法の影響と考えられるし、他方、手形保証の制度の認容および持参人払式手形を認めていないことなどは、明らかにジュネーヴ手形法の影響と考えられる。

UNCITRAL 草案と二つの手形法系との関係をより明確に認識する試みのために、ここでは、とくに、「保護される所持人」の問題および、手形要件・内容の厳格性との関係で利息文句の問題に関して、簡単に検討してみる。

(5) UNCITRAL 草案は、英米手形法上の「正当所持

人」(holder in due course)に倣って、「保護される所持人」(protected holder)の概念を採用し、手形取得者がこの法的地位を取得したか否かにより、人的抗弁の制限、善意取得の有無を統一的に決している。そして、この保護される所持人であるための要件の一つは、証券の取得時に、だれかの証券上の返還請求または抗弁の存在を知らないことである(第五条(7)、即ち、保護される所持人の主観的要件に關しても統一的に規定する)。この点は英米手形法と同様であるが、⁽²⁵⁾英米手形法は、所持人が手形取得に際して good faith であったことを要求する。即ち、手形取得は誠実(honesty)に反してなされるはならないのであり、また、その認定は主観的基準によると解されている。UNCITRAL草案は、第六条で、「ある者がその事実を現実を知っていたときまたはその事実の存在を知っていたものと認むべき場合は悪意(bad have knowledge of a fact)とみなす」と規定する。この条文のとくに後段が、good faithの欠缺の觀念を含むのか否か、または、それが第一義的に事実の存在の認識を問うという形式をとっていることから、単に重過失による不知だけを対象としているにすぎないのか否かは、

解釈上争いを生じるだろう。⁽²⁷⁾重過失による不知だけを對象としているのであれば、それは、ジュネーヴ手形法第一六条二項・第一七条との親近性を有することになる。⁽²⁸⁾

(6) ジュネーヴ手形法と英米手形法の大きな相違点として、前者の方式上の要件に關する厳格性と手形記載内容の限定性(任意的記載事項の範圍の問題は別にして)に對して、後者のそれらについての柔軟性・自由性があげられるが、UNCITRAL草案は、この点に關して、英米手形法に倣っている。ジュネーヴ手形法の厳格な性格の理由としては、その立法上の由来だけでなく、更にその一つの理由として、それが相違する各国の固有法・法の伝統の存在を前にして、手形法固有の領域に限定して統一法を成立せしめ、不明確性を排除しようとしたことの不可避的な結果であったという点をあげることができよう。それに対して、一定程度の一致した國際的取引慣行の存在を前提とする UNCITRAL草案には、一国内的立法法である英米手形法に倣って、右のような自由な立場をとりうる可能性が認められる。

とくに、利息の約定に關して、英米手形法は、満期の種類を問わずにすべての手形について、満期迄の利息が

満期後の利息かを区別することなく、利息の記載をなしうるとするのに対して、ジュネーブ手形法は、一覽払手形・一覽後定期払手形についてのみ満期迄の利息の記載を認め(第五条)、満期後の法定利息以外の利息の記載については全く規定していない。UNCITRAL草案は、前述の基本的自由性に基づき、右の英米手形法の立場に依る(第七条(a))。ジュネーブ手形法にあっては、満期迄の利息の記載をどのような場合には認めるのかに関して、政策的配慮も働いていたが、UNCITRAL草案にあっては、政策的配慮の働いている点が認められる。即ち、利息の記載が広く認められる反面、利息文句と共に利率の記載なき場合には、ジュネーブ手形法と同様に、記載なきものとみなされるのだが(第八条(4))、満期後の利息に関しては、利率の記載なき場合も含めた利息の記載のない場合につき、支払地によって異なってくる妥当な利率による利息を認めている(第六七条(1)(b)・(2))のに対して、満期前の利息に関しては、右のように確定される利率を適用することなく、利率の記載なき場合に一定の利率による利息を認める英米手形法の立場をとらなかつた。

(23) Schinnerer, a. a. O. S. 387.

(24) Dohm, *ibid.* 447; Willem C. Vis, "Unification of the Law of Negotiable Instruments: The Legislative Process", 27 *Am. J. Comp. L.* 511—512 (1979) 注(4)であげた我国の諸文献のこの点を指摘せよ。

(25) von Caemmerer, „Scheck- und Wechselrecht, Internationales,“ in Strupp-Schlohaner, *Wörterbuch des Völkerrechts*, Bd. 3, S. 167.

(26) ジュネーブ手形法と英米手形法上の取得者保護の制度の比較に関しては、参照「田辺光政」統一手形法と英米手形法における善意保護」阪南論集第五卷一・二号一頁以下。

(27) A/CN. 9/67 commentary to art. 6, III *Yearbook* 152; A/CN. 9/77 paras 65—71, IV *Yearbook* 107—108.

(28) Vgl. Helmut Coing, „Zur Rechtsstellung des gültigen Wechselwerbers“, in *Festschrift für Carl Hans Barz*, 1974, S. 443ff.

四 統一法の解釈

(1) 形式的に達成された法の統一には、実質的に統一を阻害されるという危険性がある。第一に、統一法の原文の各国語による翻訳に際して、不正確に翻訳され、内

容を歪められる危険があり、また、国内法上で用いられているのと同一の表現を用いてある法的表現が翻訳されたところ、その国では条約の原文言とは異なった意味を有しているという危険がある。第二に、これは法統一に關する条約への加入に基づく國際法的義務に違反するのだが、統一法の内容を変更して各国立法者が立法する危険がある。第三に、統一法に關する最上位の國際的裁判所が存在するために、締約各国の裁判所が、統一法の条文を、各国の国内法、法的諸觀念、法的伝統にしたがって、それぞれ別異に解釈するということによって、統一法の内容に實質的に相違が生ずるといふ危険がある。しかし、統一法の國際的統一性は、形式的なものに止まっていたはならず、更に、實質的にも法の統一が達成されねばならない。それがまさに法の統一を実現しようとしたことの目的なのである。したがって、統一法にあっては、その解釈の統一が目ざされねばならず、この統一性の理念が國際的統一法全般に共通する指導理念なのである。⁽²⁹⁾

右の事柄は、本稿の対象である二つの統一手形法に關しても妥当する。UNCITRAL草案は、前出の第四条で、

本条約の解釈・適用はその國際的性質および統一の促進を考慮すべきであると規定する。⁽³⁰⁾ この規定の主要目的は、この法の解釈および適用における統一性を促進することにある。⁽³¹⁾

(2) 統一手形法の解釈における統一性の維持に対する大きな障害の一つは、締約各国の国内法とくに民法の相違である。統一手形法の各国民法に依拠した解釈は、統一手形法の統一性を直ちに害してしまふ。したがって、統一性の理念に基づいて、統一手形法の解釈にあっては、国内法からできるだけ独立した解釈が要求される。それは、ジュネーヴ手形法のように国内法化されているといふ事情によつてもなら異なることはなく、また、その規定中に多くの法の欠缺の存在が認められるといふ事情によつても変わることはない。統一手形法が明らかに各国民法に委ねている事柄は別として、それ以外の事柄に關しては、できる限り手形法それ自体に基づいて問題の解決がはかられるべきである(後述(4)参照)。

右のような統一法の統一性の理念の重視は、統一法(統一手形法)の解釈のいくつかの出発点を指し示す。

第一に、各国手形法の用いる翻訳語の意義が不明確な場

合、または、翻訳に誤りがある場合には、統一法条約の原文に依るべきである。第二に、統一性の維持のためには、純粹な文理解釈から出発されねばならない。そのためには、手形法の諸規定の用いている法的諸概念の意義に關する統一が成立することが必要である (UNCTRAL草案第五条参照)。この文理解釈に當つては、手形法の条文中に、各国の立法中で従来用いられていたものと同様の用語や、各国の立法と類似もしくは同一の法文が存在しているとしても、それらの事實は、例外的に、統一立法者(統一法會議の代表者達)の特定の国の立法に依拠する旨の意圖が明白である場合を除いては、統一手形法の解釈にとつて、価値を有してはいない。それらの事實は、統一手形法解釈上は、参考以上の価値を有してはおらず、統一手形法中の規定の立法上の由来や、起源国でのその規定に關する意味付け、解釈論は原則的に重要ではない。⁽³²⁾ひとたび統一手形法中に組み込まれるや、總ての規定、法概念は、その起源国での意義を失い、全く新しい、統一手形法中の意義を獲得するに至るのである。したがつて、統一手形法における文理解釈の重視は、統一手形法それ自体からの、即ち、その規定それ

自体およびその諸規定の關係自体からの解釈を要求する。そして、このような統一法の解釈に當つては、比較法の重要性が認められねばならない。今日、統一法(統一手形法)の解釈にとつて比較法が重要な手段であるということは、広く認められている。統一法の解釈に當つては、實際上の困難は否定できないけれども、少くとも、当該の統一法に關する締約諸国の判例、法解釈論の比較法的検討が行われることが必要である。比較法によつてのみ、統一手形法上の諸規定、諸概念は、統一手形法の目的を達成できる内容を付与されうるのである。この統一法における比較法的解釈にあつては、できるだけ多数の締約国の解釈に合致するものの探求ではなく、常に、統一法の目的を最も有効に達成する解釈が追求されなければならない。

(3) 次に、統一法解釈の一般の問題として、統一法解釈は、國際法的解釈原則に服するのか、国内法的解釈原則に服するのかの問題を検討してみよう。⁽³⁴⁾この問題に關しては、統一法が、一方では、法の國際的統一を旨とするという國際的性格と、統一法の制定を旨とす条約としての國際法的性格を有し、他方では、国内において妥當し、

各国国民を規制するという国内法的性格をあわせて有するという事実を考慮せねばならない。

國際法的解釈原則に関しては、その統一的確立の有無につき疑問があるが、とくに、条約の解釈に関して主張されることのある制限解釈の重視と拡張解釈の排除は、統一法の理念と相入れない。この見解は、条約を当事者自治の原則の妥当する私人間の契約と類似するものと見て、条約の解釈にあつても、締約当事者の意思の発見を重視すべきとして、条約の内容が不明確な場合には、締約当事者は、自己の自由（即ち立法の自由）をできる限り最少限に制限しようとすると考えることに基づく。しかし、今日では、条約の解釈にあつても、当事者の意思から離れ、条約条文の客観的意味から出発すべきであると解されている。また、統一法に関しては、多くの本質的問題が意識的に将来の法的発展に委ねられること、および、統一法の目的はできるだけ同一の法を通用せしめようとすることであり、締約各国はその限りで自由な立法権限を放棄しているとするべきであることを考えれば、統一法解釈には、この制限解釈の原則は妥当しないと考へられる。むしろ、統一法の目的の達成のためには、統

一法をできるだけそれ自体から解釈するために、拡張解釈、類推が広汎に認められるべきである（後述(4)）。また、國際法上では、条約の条文の意味の明確でない場合には、準備交渉 (travaux préparatoires) を考慮すべきであるとされているが、統一法解釈にあつても、この準備交渉、即ち、統一法会議での討議に関する資料の情報の価値が認められる。統一法解釈にあつては、一方では、条文の客観的な意義が重視され、他方では、その解釈は國際的統一法固有の立場によってなされるべきであるということから、統一法会議における討議を参考にすることの価値は大きいと言える。

他方、国内法的解釈原則は、それが専ら国内法を対象として形成されていることから、統一法の解釈原則としては、明らかに不適當である。しかし、この統一法に関する固有の解釈原則が未だ全く存在しておらず、更に、國際法的解釈原則も確立されていないという現状においては、確立されたものとしての国内法的解釈原則が、統一法解釈に関して有している有益性を否定することはできない。また、統一法解釈の主体が締約各国の行政機関、裁判機関であることは、この国内法的解釈原則を無視で

きないことを示す。しかし、この国内法的解釈原則の妥当を無条件に認めることは、法統一の達成にとって不適当であり、このことはとくに、法の欠缺の補充に関して強く指摘されねばならない(後述(4))。

したがって、国際法的解釈原則、国内法的解釈原則のいずれか一方だけに依ることによって、統一法の実質的統一を達成することはできないと言える。両者は補助的手段にすぎず、統一法の固有の性質と合致する限りでのみ、制限的に正当性を有するにすぎない。結局、統一法にあっては、その国際的性格および国内的性格を考慮した、固有の解釈原則を確立することが必要であって、それは、統一法解釈論の一つの課題である。

(4) 統一法に関して、法の欠缺の存在が認められる場合には、統一法の実質的統一性が、各国裁判所の相異なる判決によって害されるという危険性がとくに大きい。統一法上の法の欠缺を、直ちに各国国内法によって補充することは、国内裁判所の判決において、しばしば見られる事実であろう。とくに、国内法化された統一法にあっては、この可能性が大きい。けれども、右のような形の欠缺補充は、原則的には排除されるべきである。まず

もって、優先的に、統一法それ自体からの欠缺補充、統一法それ自体の拡張解釈や類推による欠缺補充が行われなければならない。一九六四年の有体動産の国際売買に関するヘーグ条約第一七条は、この法の欠缺に関して、同法によって規制される事項で明示の定めがない問題は、「この統一法それ自体によって立つ一般原則」に従って解決されるべきであると規定する⁽³⁵⁾。このような統一法それ自体に内在する一般原則は、比較法的手段によって抽出されることが⁽³⁶⁾できる。前述してきたような統一法のそれ自体からの解釈は困難を伴うものであるから、この理念自体を示す解釈原則を右規定のように統一法中に取り込むことは、国内裁判官が国内法に依拠した解釈ではなく、国際的統一性に合致した統一法解釈を探索⁽³⁷⁾することを容易にするものであると、評価⁽³⁷⁾することができる。

前出の UNCITRAL 草案第四条の規定に関しては、統一法による実質的法統一を達成するためには、統一法をそれ自体から解釈することが不可欠であることから、この規定も、法の欠缺においては、統一法の目的を最もよく実現する解決を比較法によって探求すべきことを要求するものであると解すべきである⁽³⁸⁾。

(29) 統一法一般の解釈の統一性について、Kropholler, a. a. O. S. 258ff.; von Caemmerer, *Festschrift für Halstein*, S. 78ff.; F. A. Mann, "The interpretation of Uniform Statutes", 62 *L. Q. Rev.* 278ff. (1946); Wilhelm F. Bayer, "Auslegung und Ergänzung international vereinheitlichter Normen durch staatliche Gerichte," *Rabels' Z.* 20. Jahrg (1955), S. 603ff.; Lescot, "L'interprétation judiciaire des règles du droit privé uniform," *J. C. P.* 1963 I, 1756. 田中耕太郎『世界の理論』第三卷六三九—六四六頁、大木雅夫「統一法の解釈と比較法的解釈方法」立憲法第一号一四七頁以下。ユベド『統一手形法』四二—四七頁、Ernst E. Hirsch, "Einheitliches Wechselgesetz oder einheitliches Wechselrecht?" in *Das Recht im sozialen Ordnungsgefüge*, 1966, S. 210ff.; Jacobi, a. a. O. S. 27ff.; Lorenzo Mossa, *Trattato della cambiale*, 1956, n. 151—153; Helmut Henrichs, *Der Schutz des gutgläubigen Wechselwerbers nach dem einheitlichen Wechselgesetz der Genfer Verträge unter besonderer Berücksichtigung der Rechtsentwicklung in den Vertragsstaaten*, 1962, S. 5ff.; von Caemmerer, *Internationale Rechtsprechung*……, 1954, S. IX ff., 2. Folge, 1967, S. IX ff.; Ulrich Huber, "Einwendungen des Bezogenen gegen den Wechsel," in *Festschrift für Werner Flume*, Band II, 1978, S.

86ff. 更に、手塚尚男「最近の西ドイツ有価証券法学の動向について(資料)——モルンスタ・ホン・ケムラー「統一手形・小切手法締約国判例」第一巻・第二巻を中心として」——企業法研究第二二二輯三一頁以下。

(30) 一九六四年の有体動産の国際売買に関するハーグ条約の第一七条は、同法により規律される事項で明示の定めのない問題は、同法がよって立つ一般原則にしたがって解決せらるゝと規定する。この条文の趣旨を含むものと解せらるゝ。この規定については、後述(4)参照。

(31) A/CN. 9/67 commentary to art. 4, III *Yearbook* 150; A/CN. 9/50 commentary to art. 5 (Preliminary draft of a Uniform Law on Prescription (Limitation) in International Sale of Goods), II *Yearbook* 96; A/8417 paras 81—91, II *Yearbook* 21—22; A/CN. 9/52 paras 126—137, II *Yearbook* 62.

(32) 同註、Henrichs, a. a. O. S. 11; Mossa, op. cit., n. 150; Huber, a. a. O. S. 87.

(33) 前註(29)の諸文献参照。

(34) この問題については、Mann, *ibid.* 290; Bayer, a. a. O. S. 619ff.

(35) この規定については、参照、星野英一「売買法の国際的統一」判例評論八〇号七八—七九頁、谷川、前掲、三二七頁。なお、国際司法裁判所規程第三八条一項C号では、「文明国に依り認められたる法の一般原則」により法の欠

缺を補充すべき旨が規定されている。

(75) von Caemmerer, *Festschrift für Hallstein*, S. 79ff.;

Huber, a. a. O. S. 88.

(76) Bayer, a. a. O. S. 637; Kropholler, a. a. O. S.

298ff.; von Caemmerer, *Festschrift für Hallstein*, S. 80.

(78) Cf. A/8417 paras 81—91, II *Yearbook* 21—22;

A/CN. 9/52 paras 126—137, II *Yearbook* 62. 166規程

は、前出の一九六四年のヘーグ条約第一七条の規定と本質的に相違するものではない。

付記 本稿は昭和五十六年度法学部特定研究「国際経済摩擦の法的・政治的側面に関する研究」による研究成果の一部である。

(一橋大学助教授)